

公益社団法人静岡県畜産協会肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務規程は、公益社団法人静岡県畜産協会（以下「協会」という。）が行う次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

- (1) 肉用子牛についての生産者補給金交付契約の締結、生産者積立金の積立て及び生産者補給金の交付
- (2) 前号の業務に付帯する業務

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性に鑑み、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び関係団体との緊密な連絡の下に、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(業務対象年間)

第3条 協会は、業務対象年間ごとに業務を行うものとする。

- 2 業務対象年間の1期間は、5年間とする。
- 3 協会は、業務対象年間において生産者補給金に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難であると認められる場合その他やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

第2章 生産者補給金交付契約の締結及びその方法

(契約締結の相手方)

第4条 協会の区域（静岡県の区域）内で生産される肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者を含み、法人にあつては、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号。以下「令」という。）第6条第1号及び第2号に定めるものに限る。）は、協会と、業務対象年間ごとに、生産者補給金交付契約（以下「契約」という。）を締結することができる。

- 2 協会は、前項に規定する生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の締結を拒むことができる。
 - (1) 第8条第2項の規定により契約を解除されてから2年を経過しない場合
 - (2) 第30条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない場合

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合
- (4) 法及び法に基づく命令その他関係法令の規定に違反する行為を行った場合（当該行為により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない場合に限る。）

（契約の対象となる資格を有する肉用子牛）

第5条 契約の対象となる資格を有する肉用子牛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国内で分娩された肉用牛であること。
- (2) 満12月齢未満であること。
- (3) 乳用種の雌子牛にあつては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実になるよう協会が別に定める方法により、肥育仕向けの措置等が講じられていること。
- (4) 譲受けに係る肉用子牛にあつては、譲り受けて飼養を開始する日における月齢が満2月齢未満であること。
- (5) 第11条の規定による個体登録を行うまで、協会の区域（静岡県の区域）内で飼養されていること。（協会の区域外に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者が、第11条に規定する個体登録を行う前にその飼養する肉用子牛を協会の区域外の飼養地に移動させる場合にあつては、協会が第9条に規定する個体登録の申込み、第10条に規定する個体識別の措置及び第17条に規定する負担金の納付を確認するまで協会の区域内で飼養され、協会の区域外の飼養地への移動の届出が行われていること。）

（契約の申込み及び締結）

第6条 契約の申込みは、協会が別に定める生産者補給金交付契約申込書により協会に対し行うものとする。

- 2 協会は、第4条第1項に規定する肉用子牛の生産者から前項の規定による申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者との間で、協会が別に定める生産者補給金交付契約約款により契約を締結するものとする。
- 3 協会は、肉用子牛の生産者に対して、前項で定めた生産者補給金交付契約約款の内容について、これを記載した書面の交付、又はこれを記録した電磁的記録を提供するものとする。

（契約肉用子牛）

第7条 契約に基づき当該業務対象年間において生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛は、第17条に基づく負担金の納付が行われ、かつ、第11条の規定に基づく個体登録が行われたもの（以下「契約肉用子牛」という。）とする。

（契約の解除）

第8条 協会は、契約を締結した法人が、令第6条第1号及び第2号に定めるものでなくなつたときは、契約を解除するものとする。

2 協会は、契約を締結した肉用子牛の生産者（以下（契約生産者）という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 第6条の生産者補給金交付契約申込書、第9条の肉用子牛個体登録申込書、第12条第1項の販売確認申出書及び第13条第1項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。

(2) 第31条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

(3) 故意又は重大な過失により第10条第1項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。

(4) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

第3章 肉用子牛の個体登録

（個体登録の申込み）

第9条 契約生産者は、当該契約生産者の肉用子牛を契約肉用子牛としようとするときは、当該肉用子牛が満2月齢に達する日までに、協会に対し協会が別に定める肉用子牛個体登録申込書により、個体登録を申し込むものとする。

なお、個体登録の申込みを行うことのできる肉用子牛は、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、契約者生産者の所有に属することが確認できるものに限ることとする。

（個体識別）

第10条 協会は、前条の規定による個体登録の申込みがあつたときは、当該申込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「個体識別情報」という。）を利用し、個体識別措置を行うものとする。ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、協会は、協会が別に定める肉用子牛現地調査要領（以下「調査要領」という。）に基づき、

生年月日の確認、個体確認等のための現地調査を行うことにより、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。

- 2 協会は、個体登録の申し込みがあった肉用子牛が契約生産者の所有に属するものであることを、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記書等により、確実に把握するものとする。

(個体登録)

第 11 条 協会は、前条の規定により個体識別の措置を行った肉用子牛について、当該肉用子牛が満 6 月齢に達する日までに、契約生産者から第 17 条の規定に基づく負担金の納付を確認の上、協会が別に定める個体登録台帳に登録する。

- 2 協会は、前項の規定により個体登録を行った場合は、協会が定める方法により契約生産者にその内容を記載した通知書を交付するものとする。

第 4 章 契約肉用子牛の販売又は保留の確認等

(販売の確認)

第 12 条 契約生産者は、契約肉用子牛を満 6 月齢に達した日以後満 12 月齢に達する日までの間に販売した場合は、販売の都度、遅滞なく、協会が定める販売確認申出書に協会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、協会に申し出るものとする。また、協会が別に定める事務処理細則第 2 条の方法で、販売の報告に代えることができるものとする。

- 2 協会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

(保留の確認)

第 13 条 契約生産者は、契約肉用子牛を満 12 月齢に達した以後も飼養すること（以下「保留」という。）とする場合は、協会が、別に定める保留確認申請書により協会に申し出るものとする。また、協会が別に定める事務処理細則第 3 条の方法で、保留の報告に代えることができるものとする。

- 2 協会は、前項の規定による申出に係る肉用子牛が満 12 月齢に達したときは、速やかに調査要領に基づき現地調査の上、申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養しており、満 12 月齢に達したこと及び満 12 月齢に達した日を確認するものとする。
- 3 協会は、契約肉用子牛の飼養場所を協会の区域（静岡県の区域）を越えて移動した契約生産者から保留確認申出書の提出があった場合には、第 29 条の規定にかかわらず

ず、移動先の都道府県の区域を区域とする都道府県肉用子牛価格安定基金協会（ただし、肉用子牛生産安定特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の指定を受けたものに限る。）に委託して、保留の現地調査を行うことができる。

- 4 協会は、他の指定協会等から、協会の区域内において飼養されている肉用子牛についての現地調査の委託を受けた場合は、第 2 項の現地調査に準じて当該委託に係る現地調査を行うものとする。

（死亡等の届出）

第 14 条 契約生産者は、契約肉用子牛について、死亡、盗難その他の事由（第 12 条第 1 項に規定する販売を除く。）により飼養しなくなった場合には、遅滞なく、協会が別に定める子牛異動報告書により協会に届け出るものとする。

第 5 章 生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付

（生産者積立金の積立て）

第 15 条 協会は、生産者積立金として積み立てる額の 4 分の 1 に相当する額以上の額については、契約生産者が納付する負担金及びその他の者（機構及び静岡県を除く。）が生産者積立金の一部に充てることを条件として交付する金銭をもって充てるものとする。

（肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額）

第 16 条 協会は、理事会の議決を経て、業務対象年間における肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額を定めるものとする。

- 2 肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額は、当該業務対象年間において生産者補給金の交付に要すると見込まれる金額から法第 6 条第 1 項の生産者補給交付金として交付されることが見込まれる金額並びに法第 6 条第 2 項及び第 3 項の生産者積立助成金その他の生産者積立金の一部に充てることを条件として交付されることが見込まれる金額を控除した金額を当該業務対象年間において見込まれる契約肉用子牛の頭数で除して求めた額を基準として定めるものとする。
- 3 協会は、肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額を定めたときは、遅滞なくこれを公告するものとする。
- 4 肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額は、法第 5 条第 1 項の保証基準価格及び同条第 2 項の合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別の区分ごとにそれぞれ定めるものとする。

(負担金の納付)

第 17 条 契約生産者は、個体登録の申込みを行ったときは、遅滞なく、協会が別に定める方法により、肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額に個体登録の申込みを行った肉用子牛の頭数を乗じて得た金額を負担金として協会に納付するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第 18 条 契約生産者は、協会に納付すべき負担金について、相殺をもって協会に対抗することはできない。

(負担金の返戻)

第 19 条 負担金は、契約の解除が行われた場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

(特別納付金)

第 20 条 協会は、第 17 条に規定する負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に特別の積立金の積立てに要する特別納付金を納付させることができる。

2 特別納付金の額、納付期日その他の特別納付金に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

3 第 16 条第 3 項及び第 4 項並びに第 18 条の規定は、特別納付金に準用する。

(肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額の承認)

第 21 条 協会は、肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額を定め、又は改定しようとするときは、畜産局長の承認を受けるものとする。

第 6 章 生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付

(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)

第 22 条 協会は、機構から契約肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 協会は、前項の生産者補給金については、契約生産者が契約の申込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。ただし、協会が、特に必要と認めるときは、協会の指定する場所において交付することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第 23 条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、前条第 1 項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」とする。

第 7 章 生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付)

第 24 条 協会は、法第 5 条第 3 項の平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合には、契約生産者に対し生産者積立金から生産者補給金を交付するものとする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定)

第 25 条 協会が生産者積立金から交付する生産者補給金の金額は、令第 3 条で定める平均売買価格の算出の単位となる期間ごとに、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額に 100 分の 90 を乗じて得た金額に、契約肉用子牛であって当該平均売買価格の算出の単位となる期間内に、その契約肉用子牛の生産者が満 6 月齢に達した日以後に販売したこと又はその契約肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満 12 月齢に達したことにつき、協会が第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付の方法)

第 26 条 協会は、前条の規定により算定した生産者補給金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 第 22 条第 2 項の規定は、前項の生産者補給金について準用する。

(生産者補給金の削減)

第 27 条 協会は、生産者積立金が不足すると見込まれるときは、畜産局長に協議して、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を削減することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第 28 条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、第 24 条中「法第 5 条第 3 項の平均売買価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の法第 5 条第 3 項の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別合理化目標価格」と、

第 25 条中「合理化目標価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の合理化目標価格」と、「平均売買価格を控除した」とあるのは「当該品種別の平均売買価格を控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」と、第 26 条第 1 項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」と、前条中「生産者積立金」とあるのは「肉用子牛の品種別に、生産者積立金」と、「生産者積立金から」とあるのは「当該不足が見込まれる品種の生産者積立金から」とする。

第 8 章 業務に係る事務の委託に関する事項

(業務に係る事務の委託)

第 29 条 協会は、協会が指定する者（農業協同組合、農業協同組合連合会その他協会が静岡県知事の承認を受けた者に限る。）に、協会が別に定めるところにより、必要に応じ、その業務に係る次に掲げる事務を、理事会の議決を経て、委託することができる。

- (1) 契約に係る書類の受理及び送付
- (2) 負担金、特別納付金及び制度運営負担金の受領
- (3) 個体登録に係る書類の受理及び送付
- (4) 個体登録の申込みがあった肉用子牛に係る個体識別の措置
- (5) 契約肉用子牛の販売又は保留の確認の申出に係る書類の受理
- (6) 契約肉用子牛の保留に係る現地調査(第 13 条第 4 項の規定による現地調査を含む。)
- (7) 子牛異動報告書の受理
- (8) 第 31 条第 1 項の規定による契約生産者からの報告の徴収

第 9 章 雑 則

(生産者補給金の不交付又は返還)

第 30 条 協会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約生産者に対し、生産者補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は第 4 条第 1 項に定める契約の期間の満了後であっても、既に交付した生産者補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第 6 条の生産者補給金交付契約申込書、第 9 条の肉用子牛個体登録申込書、第 12 条第 1 項の販売確認申出書及び第 13 条第 1 項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。

- (2) 第 17 条の負担金の納付がなかったとき。
- (3) 次条第 1 項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (4) 契約を締結した法人が、令第 6 条第 1 号及び第 2 号に定めるものでなくなったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により第 10 条 1 項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
- (6) 第 4 条第 2 項各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当したとき。
- (7) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

(報告の徴収等)

- 第 31 条 協会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。
- 2 協会は、機構又は一般社団法人全国肉用牛振興基金協会から、その業務の実施について報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

(制度運営負担金)

- 第 32 条 協会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、契約生産者に制度運営負担金を納付させることができる。
- 2 制度運営負担金の額、納付期日その他の制度運営負担金に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

(細 則)

- 第 33 条 協会は、この業務規程に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この業務規程は、公益社団法人静岡県畜産協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 前項の施行に伴い、社団法人静岡県畜産協会肉用子牛事業業務規程は廃止する。
- 3 契約生産者は、資産の管理及び区分経理に関する規程第 12 条第 3 項第 1 号のアの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から当該契約生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れた財産があるときは、第 17 条の規定にかかわらず、当該繰り入れた財産の金額を限度として、同条の規定による負担金の納付を要しないものとする。この場合において、第 15 条及び第 17 条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した負担金の額と

みなすものとする。

- 4 契約肉用子牛について、その第 12 条第 1 項に規定する販売又第 13 条第 1 項に規定する保留が当該契約肉用子牛の個体登録の申し込みの日の属する業務対象年間に行われることとならず、次期の業務対象年間に行われることとなる場合であって、当該契約肉用子牛の契約生産者が引き続き次期の業務対象年間においても契約を締結するときには、当該契約肉用子牛を次期の業務対象年間の契約に係る契約肉用子牛とみなすものとする。
- 5 契約生産者は、資産の管理及び区分経理に関する規程第 12 条第 3 項第 1 号のイの規定に基づき生産者積立準備金のうち、負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産があるときは、第 20 条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した特別納付金の額とみなす。
- 6 災害等の発生に伴う肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年 12 月 21 日付け元畜 A 第 3463 号農林水産省畜産局長。以下「運用通知」という。）の改正により、特例として運用通知第 2 の 3（1）のア、ウ及びオに規定する要件を満たすことなく契約肉用子牛となることができるものとされた場合には、第 13 条第 4 号、第 17 条及び第 19 条の規定にかかわらず運用通知を準用することができる。
- 7 この業務規程の変更は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。
- 8 この業務規程の変更は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。
- 9 この業務規程の変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この業務規程の変更は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。
- 11 この業務規程の変更は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

〈業務規程第 5 条第 3 号 別紙〉

乳用種の雌子牛に対する肥育仕向けの措置等の業務細則

- 1 個体登録申込みをする契約生産者は、公益社団法人静岡県畜産協会肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程第 5 条第 3 号の規定により乳雌子牛（交雑種を除く）を契約肉用子牛として制度の対象とする場合にあっては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実となるよう肥育仕向けの措置を講じる。
 ただし、次の 4～6 については、肥育仕向けとして哺育・育成され搾乳仕向けへの転用を防止する措置であり牛肉生産に供されることが確実であると協会が認めた場合に適用できるものとする。
- 2 肥育仕向け措置の方法としては、契約対象にしようとする当該乳雌子牛（交雑種を除く）の乳頭について、2 本以上を切除、挫滅等の物理的な処置を実施する。
- 3 事務委託先は、個体登録に係る現地調査要領により実施する際に、契約生産者の乳雌子牛（交雑種を除く）は、肥育仕向けの措置が確実に実施されているかどうかを確認する。
- 4 契約生産者は、当該肉用子牛（乳用種雌）が異性双子（フリーマーチン）の場合は、1 の措置を省けるものとする。
- 5 契約生産者が、当該肉用子牛（乳用種雌）を肥育まで一貫して行う一貫経営の場合は、別に定める様式第 1 号の覚書を締結した場合に、1 の措置を省けるものとする。
- 6 契約生産者が、当該肉用子牛（乳用種雌）を肥育業者へ譲り渡す事実が判明した場合は、別に定める様式 2 号の覚書を締結した場合に、1 の措置を省けるものとする。
- 7 適用年月日
 平成 18 年 10 月 1 日以降に個体登録される肉用子牛から適用する。
 平成 27 年 4 月 1 日以降、覚書様式を一部変更して適用する。

<業務規程第5条・第10条 別紙I >

生年月日等を証する書類

公益社団法人静岡県畜産協会肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程第10条のただし書きで定める「生年月日等を証する書類」は、次の通りとする。

1 生年月日を証する書類

生年月日を証する書類は、次のいずれかのものとする。

- (1) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）第8条第1項及び牛トレサ法施行規則（農林水産省令第72号）第7条第1項に基づき、届出された書面の写し（以下「出生報告の写し」という。）。
- (2) 農協等が飼養管理者（契約生産者）に代わって、牛トレサ法第8条第1項及び牛トレサ法施行規則第7条第1項に基づき届出するため、飼養管理者が農協等に生年月日を報告する書面及びその写し（以下「分娩届及びその写し」という。）
- (3) 生年月日が記載されている家畜市場取引伝票、売買確認書等

2 性別を証する書類

性別を証する書類は、次のいずれかのものとする。

- (1) 出生報告の写し
- (2) 分娩届及びその写し
- (3) 性別が記載されている家畜市場取引伝票、売買確認書等

3 種別を証する書類

「種別を証する書類」は、次のいずれかのものとする。

- (1) 出生報告の写し
- (2) 家畜改良増殖法（昭和25年法律209号）第22条に規定する授精証明書で、家畜人工授精用精液を注入した雌牛の名前、種類及び品種、飼養者の住所及び氏名又は名称等が記載され、かつ、家畜人工授精用精液証明書が添付されているもの。
- (3) 家畜改良増殖法第9条に規定する種付証明書で、種付けされた雌牛の名前、種類及び品種、飼養者の住所及び氏名又は名称等が記載されているもの
- (4) 子牛登記証明書
- (5) 登録証明書

- (6) 体内・体外受精卵移植証明書
- (7) 種別が記載されている家畜市場取引伝票、売買確認書等
- (8) その他協会が定める書類

<業務規程第5条・第10条 別紙Ⅱ>

ホルスタイン種及びホルスタイン種を母とする
交雑種についての種別の判定基準

公益社団法人静岡県畜産協会肉用子牛現地調査要領第2条第1項(3)の②に基づく別紙Ⅰの生年月日等を証する書類のないホルスタイン種及びホルスタイン種を母とする交雑種についての種別の判定基準は、次の通りとする。

1 種別の判定方法

- (1) 当該子牛において、別紙Ⅰの生年月日等を証する書類に規定する「種別を証する書類」がない場合は、生産者が記帳した種付や分娩の記録簿、売買確認書等（以下「種別の参考書類」という。）に記載されている当該子牛の種別を把握し、「目視による種別判定基準」に基づき判定を行う。
- (2) 「目視による種別判定基準」に基づいた判定結果の種別と種別の参考書類に記載されている種別が一致しない場合は、「目視による種別判定基準」に基づいた判定結果を基に、当該子牛の種別の参考書類を調査し、当該子牛の種別を判定する。
- (3) (1)及び(2)の判定方法により種別の判定が困難な場合にあっては、別に定める種別判定委員会で種別を判定する。

なお、種別判定委員会は、必要に応じ、新たな書類を徴した上で種別を判定する。

2 目視による種別判定基準

1の(1)及び(2)に規定する「目視による種別判定基準」とは、次によるものとする。

(1) ホルスタイン種の判定基準

次の全てを満たすものであること。

- ① 黒又は赤一枚毛でないもの。
- ② 黒白斑、白黒斑、赤白斑などの斑紋を有しているもの。
- ③ 腹部が白色であるもの。
- ④ 四肢の全ての蹄冠部が黒色で取り巻かれていないもの。
- ⑤ 尾房が白色のもの。

(2) ホルスタイン種を母とする交雑種の判定基準

次のいずれかに該当するものであること。

- ① 黒又は赤一枚毛のもの。
- ② 黒白斑、白黒斑、赤白斑などの斑紋を有しているが、腹部の全面が黒色又は赤色であるもの。
- ③ 黒白斑、白黒斑、赤白斑などの斑紋を有しているが、四肢のうち一肢以上の

蹄冠部が黒色又は赤毛で取り巻かれているもの。

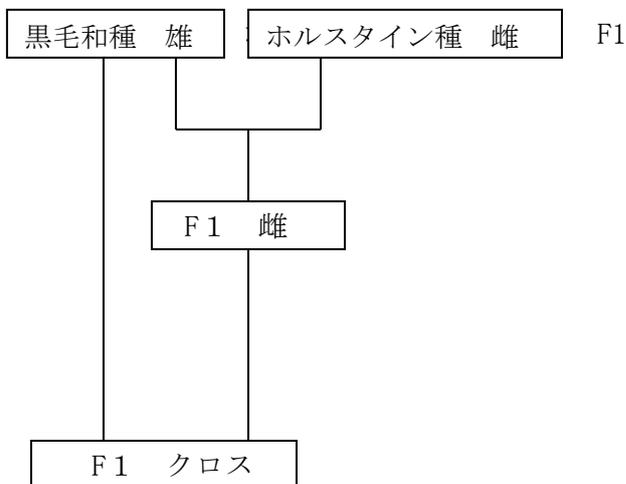
- ④ 黒白斑、白黒斑、赤白斑などの斑紋を有しているが、尾房が黒色又は赤色であるもの。

3 その他

ホルスタイン種以外の乳用種とその乳用種を母とする交雑種の種別の判定については、本判定基準に準拠して実施する。

肉専用種と乳用種との交雑種取り扱いにおける留意事項

(1) 「例示」



F1 クロス子牛は、「その他の肉専用種」に区分される。

- ①メスオスともに肉専用種以外の品種区分となる。
- ②補給金の対象となる。ただし、酪農家が飼育するメス牛は肥育仕向け措置が絶対条件となる。
- ③酪農家以外の者が飼育し、F1メスを母牛とした肉専用種オスとの交雑種(F1クロス)は、「その他の肉専用種」となり補給金の対象となる。と同時に、当該のF1メス牛は、子牛生産拡大奨励事業の繁殖母牛にカウントされる。

(2) 酪農家にあつて、F1母牛から子牛を生産する場合の当該F1母牛は、補給金交付対象外の母牛であること。なお、このF1母牛への肥育仕向け措置は問わないこととする。

(3) 肉用牛繁殖農家にあつて、F1母牛から子牛を生産する場合の当該F1母牛は、肉用子牛の生産が目的であるとみなされるので、補給金交付対象となる。なお、この場合にあつては、当該F1母牛への肥育仕向け措置は問わないこととする。

3 適用期日

平成18年10月1日以降に個体登録される肉用子牛から適用する。

<業務規程第 12 条・第 13 条の事務処理細則>

肉用子牛生産者補給金制度の業務に係る事務処理細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程（以下「業務規程」という。）及び肉用子牛生産者補給金交付約款（以下「約款」という。）において、公益社団法人静岡県畜産協会（以下、協会）が別に定めることとされている事項について事務処理に必要な事項を定めるものとする。

(販売の確認)

第 2 条 業務規程第 12 条及び約款第 12 条に係る販売確認申出について、事務委託先である農協等が開設する家畜市場で販売されたとき又は事務委託先である農協等を通じて委託販売されたとき

事務委託先の農協等が、契約生産者が提出した販売確認申出書に、自らの保有する取引伝票等又はその写しを添付して協会に提出することにより、当該申出に係る契約生産者からの販売証明の添付を省略することができるものとする。

(保留の確認)

第 3 条 業務規程第 13 条及び約款第 13 条に係る保留の確認について、12 ヶ月齢超リストに現地調査日及び調査者名等の必要事項を記入したものの提出を受けることにより、現地調査者からの現地調査報告をこれに代えることができるものとする。

附則 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。